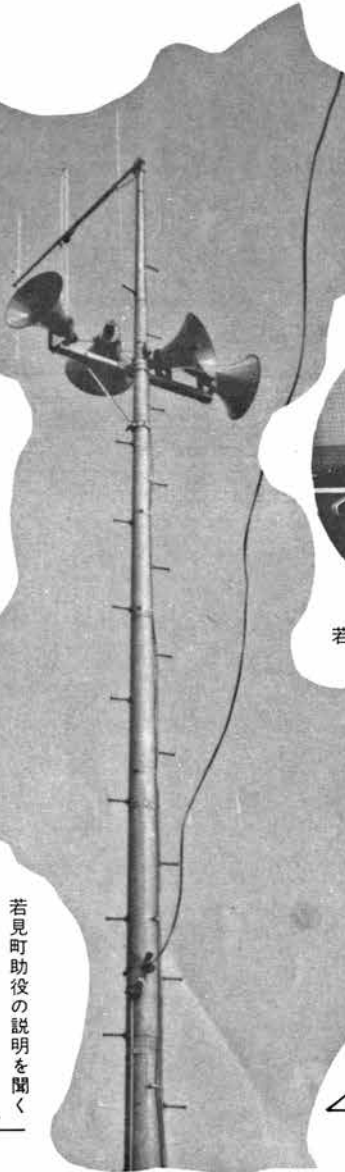


# 議会だより

発行・編集  
東 成 瀬 村 議 会  
議 会 事 務 局  
印刷  
(株) 増 田 印 刷 所

## 行政広報無線施設

五十三、五十四年度継続事業費六千三百三十四万九千円で「行政広報無線施設事業」が実施されることになった。議会では、この事業よりも住民が要望してあるものを優先してやるべきでないかと質した。四月二十一日、この施設はどういうものを県内でただ一カ所実施している南秋田郡の若美町の施設を視察しました。



若美町の役場親局

若美町のパンザマスト（スピーカー）  
（四月二十一日撮映）



若美町助役の説明を聞く

# 3月定例村議会

## 村条例改正議案審議の中から

### 三役・教育長給与改正適用期日を修正

#### 生ゴミ処理手数料条例は継続審議



五十三年第一回(三月)定例会に、条例の一部改正として、議員の報酬改正、三役・教育長の給与改正、非常勤の特別職報酬改正また、村廃棄物の処理手数料条例改正案が提出されましたが、三役・教育長給与アップ適用期日五十二年十月から議員報酬アップ適用期日と同様五十三年一月から適用することに修正可決した。

村廃棄物の処理手数料条例改正案は継続審議とし、教育民生常任委員会付託となった。

**東成瀬村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 (原案可決)**

議長 七〇,〇〇〇円を八〇,〇〇〇円に  
副議長 六〇,〇〇〇円を七〇,〇〇〇円に  
議員 員益〇〇,〇〇〇円を七〇,〇〇〇円に  
報酬を右のように改正し、五十三年一月一日から適用。

**特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正 (一部修正可決)**

村長 三〇〇,〇〇〇円を三〇〇,〇〇〇円に  
助役 二五〇,〇〇〇円を二五〇,〇〇〇円に  
収入役 二〇〇,〇〇〇円を二〇〇,〇〇〇円に  
給与額を右のように原案どおり決定し、適用期日、五十二年十月一日案を五十三年一月一日と一部修正可決する。

**△修正理由**

社会の不況、地方公共団体の財政難の折、公務員給与はもとより議員、三役等の報酬、給与アップには住民の抵抗があることは現実問題となっている。本村では人件費節減のことから正職員の増員は極力おさえ筆耕使用等で配慮しての現段階において、三役等の給与アップにおいても議員同様五十三年一月から適用としていくからで

も人件費節減につとめるべきである。(修正案から抜す)

**教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正 (一部修正可決)**

教育長 三〇〇,〇〇〇円を三〇〇,〇〇〇円に  
給与額を右のように原案どおり決定し、適用期日、五十二年十月一日案を五十三年一月一日と一部修正可決する。

**特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (原案可決)**

特別職の職員で非常勤のもの報酬を次のように改正し、五十三年四月一日から適用と可決

- 農業委員会の委員 会長 月二〇,〇〇〇円を二〇,〇〇〇円に 委員 月八,〇〇〇円を八,〇〇〇円に 教育委員会の委員 委員長 月六,〇〇〇円を六,〇〇〇円に 委員 月八,〇〇〇円を八,〇〇〇円に 選挙管理委員会の委員 委員長 月六,〇〇〇円を六,〇〇〇円に 委員 月六,〇〇〇円を六,〇〇〇円に 投票及び開票管理者 一選挙につき三,〇〇〇円を四,〇〇〇円に 投票立合人

一選挙につき三,〇〇〇円を三,〇〇〇円に  
監査委員 議会選出 月五,〇〇〇円を六,〇〇〇円に 知識経験者月六,〇〇〇円を七,〇〇〇円に 固定資産評価審査委員会委員 一日三,〇〇〇円を三,〇〇〇円に 国民健康保健運営協議会委員 一日三,〇〇〇円を三,〇〇〇円に 民生委員推薦委員会委員 一日三,〇〇〇円を三,〇〇〇円に

公民館運営審議会委員

本館 年三,〇〇〇円を三,〇〇〇円に  
分館 年二,〇〇〇円を三,〇〇〇円に

特別職報酬審議会委員

一日三,〇〇〇円を三,〇〇〇円に  
体育指導員 年四,〇〇〇円を五,〇〇〇円に

社会教育委員

一日三,〇〇〇円を三,〇〇〇円に  
交通指導員 月六,〇〇〇円を六,〇〇〇円に

行政協力員

年四,〇〇〇円を四,〇〇〇円に  
公民館長

本館 月五,〇〇〇円を五,〇〇〇円に  
分館 月五,〇〇〇円を五,〇〇〇円に

その他の特別職の委員 一日三,〇〇〇円以内を三,〇〇〇円以内

**東成瀬村消防団給与条例の一部改正 (原案可決)**

五十三年四月一日から報酬年額を次のように改正  
団長 三,〇〇〇円を四,〇〇〇円に  
副団長 八,〇〇〇円を九,〇〇〇円に  
分団長 六,〇〇〇円を七,〇〇〇円に

副分団長五,〇〇〇円を六,〇〇〇円に  
部長 四,〇〇〇円を五,〇〇〇円に  
班長 三,〇〇〇円を四,〇〇〇円に  
団員 二,〇〇〇円を三,〇〇〇円に

**東成瀬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 (継続審議) 教育民生常任委員会付託**

この条例改正は、生ゴミは土に返すことを基本とするが、住家密集地等でどうしても土に返すことのできないまま、捨て場がない家庭のために、手数料を徴収して生ゴミ収集するための条例改正案であり、五十三年度は村内二百戸を対象とした提案でありました。が、①村条例化した場合全村的実施が本来の姿で一部地区指定し二百戸対象とは条例としておもしろくない②手数料出してまで希望する家庭がどれ程あるか未定③まず無料で集取してみても全村的にやらねばならなくなつてから実施してもよいのではないか④有料にするとかえつて目につかない所へ投棄するのでないか等、もう少し審議が必要なことから継続審議となる。





請願

国有林資源の拡充をはかるため、国の一般会計から資金導入し、営林局(署)等の存続と直営事業を経営基本とすることに關する請願

請願者

全林野労働組合増田営林署分会執行委員長 高橋 忠一  
紹介議員 佐々木喜代松

審議の結果、採択と決定

陳情

〔岩井沢林道開設方陳情〕

陳情者 受益者保安林代表

富田千代治外六名

陳情要旨は、前回議会でよりに掲載済

五十二年十二月定例会で継続審議となり、建設常任委員会付託と決定  
去る二月二十八日岩井川コミニ

ニティセンターで建設常任委員会現地調査し、常任委員会として採択すべきものと決定し、本二月定例会に委員長報告後、本会議で審議した結果、委員会決定どおり採択となる。

農協米倉庫建設のため、農協所有地と農協事務所周辺の村所有地との交換に対する陳情

陳情者

村農業協同組合

組合長理事 高橋東美

外 理事一同

組合本所の米倉庫は老朽化し、米の保管が至難な状態であり、定時制高校前に新築計画しているが、教育上の環境また事務所から離れた倉庫は色々な面で損失が大きいた倉庫所有地と農協事務所周辺の村所有地との交換を願いたい陳情  
審議の結果採択と決定



昭和十八年に建てた農協も老朽化した。

〔全国一律最低賃金制度を法制化すること等に関する陳情〕

陳情者

湯沢雄勝地方労働組合協議会  
湯沢雄勝斗共斗委員会  
議長 伊藤 光邦

雄勝東部地区労働組合協議会  
議長 高橋 芳夫

①全国一律最低賃金制度を法制化すること、秋田県最低賃金を月額七万五千円に改定するように行政指導をとること、

②企業倒産防止と失業者の就労、雇用確保に積極的施策を講ずること、

③誘致企業をはじめ、地域企業における基準法、健康保健法、最賃法などの法違反をなくし、労働条件改善、保険金加入推進、就業規則にある退職金の制度化のため、行政指導をつよめること、

④企業倒産における労働者の解雇予告手当を県が立替え払いとし、企業、親資本の責任の明確化を行政指導すること、

以上の事項を議決し、実効性ある措置を講じてほしい陳情

審議の決果、採択と決定

〔統合中の「ゆとり」のあるバス運行に対する陳情〕

陳情者

椋川三部落委員長 鈴木健吉

教育の均等なことから統合された中学校の通学方法は、当初スクールバス運行が前提であったが、企業バスとなり、冬期交通悪状態からスムーズな通学ができず授業時

間に対するくい込みが生じたものと思えます。これは当初実施段階の折右状況を考慮しなかった欠陥と思われまます。一カ年経過しこのような反省が生じたので「ゆとり」のある時間帯で登下校できるように善処方の陳情

審議の結果、採択と決定



夏はよいが冬は時間が問題

日程と

審議した案

- 第一日(十日) 本会議
  - ・会期の決定
  - ・議長諸般の報告
  - ・村長施政
  - ・月例出納検査結果の報告
- 第二日(十一日) 休会
  - ・議案上程・提案理由説明
- 第三日(十二日) 休会
- 第四日(十三日) 休会
- 第五日(十四日) 本会議
  - ・一般質問

- ・質問議員四名 休会
- 第六日(十五日) 本会議
- 第七日(十六日) 本会議
  - ・陳情審議 三件
  - ・請願審議 一件
  - ・議案審議
    - ・東成瀬村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(原案可決)
    - ・特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正(修正可決)
    - ・教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正(修正可決)
    - ・特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(原案可決)
    - ・東成瀬村消防団給与条例の一部改正(原案可決)
    - ・東成瀬村国民健康保険条例の一部改正(原案可決)
    - ・東成瀬村健康保険条例の一部改正(原案可決)
    - ・昭和五十二年東成瀬村国民健康保険特別会計補正予算(原案可決)
    - ・昭和五十三年度東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(原案可決)
    - ・昭和五十二年東成瀬村国民健康保険特別会計予算(原案可決)
    - ・昭和五十三年度東成瀬村簡易水道特別会計予算(原案可決)
    - ・昭和五十三年度東成瀬村十文字学生寮特別会計予算(原案可決)
    - ・昭和五十三年度東成瀬村農業用機械管理特別会計予算(原案可決)
    - ・国民年金印紙購入基金の設置および管理に関する条例の一部改正(原案可決)
    - ・昭和五十二年東成瀬村一般会計予算(原案可決)
    - ・昭和五十三年度東成瀬村一般会計予算(原案可決)
    - ・陳情審議 二件

# 一般質問

五十二年第一回定例会の一般質問は、本会議二日目の三月十四日柳邦夫議員は①起債と償還、過疎と不況対策②水田再編対策③統合中暖房④地元業者育成、後藤作議員は①水田再編対策②老人対策③石油ストーブ事故につき、佐々木二郎議員は①新年度予算と財政について、佐藤若雄議員は①基金整備事業について、高橋東美議員は①水田再編対策②山菜、農産物加工施設につき③農業後継者関係④観光開発⑤バス運行と授業につき⑥青少年非行について、真剣に執行部の考えを質問した。その概要は次のとおりです。

## 村の起債、公債費など

### 今後の村財政は大丈夫か

**問** 五十三年度歳入予算十三億二百万円には起債額が二億四、三パーセントと異常な数字を占めている。県の予算でも確か十、一パーセントと記憶している。歳出に占める公債費(返済金)も元利合計で八、九パーセントとなっている。この四、五年の村内の大型工事、大柳小、統中、コミュニティ、役場、今年の椿小、老人憩の家、行政広報無線等に用いた起債の元利償還時点でのような数字になるのか。地方財政計画で公債費率の危険ラインは十五パーセントと言われているが将来そのような比率に当たらないのか。

我が村のような財政指数の低く交付税に頼る村にあっては、村長の過疎対策に取り組む姿勢が重

積するので五十七年度がピークで一億八千八百万円となり六十年には一億五千五百七十一万六千円となる見通しです。

償還指数は、十五パーセントは黄信号、二十パーセントは赤信号であり、三十パーセント以上になれば単独事業の起債を認めない方向になっている。年々この率が昇っているが、五十七年のピーク時の率で十一、三六パーセントになると黄信号に近づいているが、起債の内容は平坦地では対象にならない辺地債、過疎債の有利な借金が半分を占める観点に立って、心配はしているがこのような姿で遂行できると見通している。

### 水田再編対策の進め方は

**問** 水田再編対策について、四十五年減反以来農家は百パーセント



達成したにもかかわらず、ますます米が余るといふことは、外国農産物の輸入が原因であり、特に小麦などは四十五年当時三百三十万トンが五十年には六百万トンの輸入であり、農民には米を作るなど言いながら、外国の麦は八年間で倍になっている。

独立国は、食糧は常に三カ月から一年分備蓄しているそうです。このようなことを承知の上で水田再編対策を進めていくのか。私は弱い農民の先頭に立って指導していくのが村長の責務と思います。転作では、第一次減反で失敗した大豆を大々的に補助金付きで進めているが、一説によれば、大豆が二割増取すれば価格が三分の二になり、三割増えることにより三分の一になると言われているが、その辺も農業指導センター所長の助役に伺いたい。

## 統中体育館暖房

### 効果がうすい

**問** 十二月に統中中学校ボイラーにつき、体育館暖房がきかないこととて伺ったが、その後議会協議会等で申し入れ、執行部も設計業者と色々対策を講じたと思うが暖房が一冬役立たなかつたことについては事実であり、処置等住民が知る必要があると思うので伺いたい。

達成したにもかかわらず、ますます米が余るといふことは、外国農産物の輸入が原因であり、特に小麦などは四十五年当時三百三十万トンが五十年には六百万トンの輸入であり、農民には米を作るなど言いながら、外国の麦は八年間で倍になっている。

今後の農家の指導に少し頭を悩ましています。しかし、外国農産物輸入については私所長個人の見解施策ではできないが、再編対策協議会の主



立派な体育館だが暖房が悪いと…

〔問〕予算額六千三百三十四万九千円で五十三、五十四年度継続事業で

行政広報無線より優先事業があると思うか

行政広報無線より優先事業がある。… 検査は十三回やっている。県の検査主体は、教育庁総務課第二施設係で、現在は県庁に検査専門課ができたのでそこを通じ検査する

「サーキュレーター」を取りつけ床に吹きつけるより方法がないということ、取り付けたのが二月二日です。二月二十二日調整し八時から十時までに八度に…

なった。大体二時間で十二度から十二度に上昇すると言え。… 決して満足すべき状態でないの

実施される「行政広報無線施設」につき、村長はどの程度勉強して予算計上したのか。… 国でも無線の必要性を考え、補助、起債の対象となりつつある。

毎日米飯給食の考えは

〔問〕米の消費拡大で、学校米飯給食は週二日のことですが、あくまでも試験的か、将来週四日も五日もやる計画があるのか。

〔答〕学校給食は、四月から火曜日と木曜日の週二日の計画で、月曜日から金曜日まで全部米飯にする考えはない。他町村でも多いところで週三日のようです。

〔問〕米の消費拡大で、学校米飯給食は週二日のことですが、あくまでも試験的か、将来週四日も五日もやる計画があるのか。



生産調整に対する農家の意見

〔問〕生産調整は、本来農家の自主的、民主的に進めるべきもので、転作物の選定、技術、流通、補償等また、協議会としての確定配分を農家どのように受けるか。… 農家のおおきな

石油ストーブ事故に行政指導を

〔問〕煙突付き石油ストーブの事故を聞いたが、事故内容は、逆風でストーブが爆発しヤカンが飛んで

熱湯がかかったとのことですが、そのような事故を五件聞いている。… 水編対策については村広報に詳しく載っているが、ただ、日本の食糧事情は外国との関連があり

大豆・麦が入ってこなければ牛の生産はできなくなると思われ、単純に外国物輸入輸出関係ばかり、この小さな村の村長がこうしなければならぬと言っても適確な答えがでてこないと思うが、色々勉強してやるべきことをやりたい。

水福関係は農家配分は完了したが、やむを得ず受ける農家が大部分のようです。転作物についても耕作や価格について色々考えてるようですが、出かせぎ者が帰って来るといふ話になってるようです。集約すると食糧堅持から不満だが受けざるを得ないというのが大方の考えのようです。

村内業者育成の考えは



全国的不況の中で、国をあげ公共投資による景気浮揚を掲げているが、あちこちで地元業者優先を考へてゐるようだが、この村でも特別な技術を要する工事以外は地元業者を優先した方がよいし、県工事であつても町村で地元業者の入れ参加について知事等に要望とかをしたことがあるか。

今年広域事業で建設する村の野球場建設も専ら土工事であり、これらは是非地元業者と与えるべきと思つて村長はどのように考えておられますか。

地元元業者へは私の行政姿勢であり、村内業者の方々からお聞きになれば理解できると思ひます。しかし、県工事と起債補助事業となると業者のランクがあり全てが地元業者へいかなのが事実である。実施に当つてはより村業者を指名し村に仕事を増やしたいと思つておられます。

広域事業で村に建設する野球場については、二十四日に広域の理事会がありそのとき話されるところで、県工事のランク引き下げについては、町村長段階で特別な要望等していません。

一人暮らし老人対策について

一人暮らし老人家庭で役場に申し出した家庭は週一ないし三回は巡回していただいでいるかもしないが、申し出していない家庭は

近所、親類の人が訪ねない限り一人である。カゼで寝込んだ場合など家の中で苦しみ堪えてなければならぬ。

具体的に申せば、一人暮らし老人に対して毎日無料で牛乳を配るなどをし、次の日これに手がつけられてないときは異常があつたものとして対処していくなどのようなことを考えないか伺いたい。

一人暮らし老人には、民生委員は二十六人おられます。これらに對しては老人家庭奉仕員二名、身障者奉仕員一名で積極的に巡回対処して居るが、非常時の場合、連絡手段として老人電話を近所の家に受託して連絡できるよつにして居る。家庭には消火器も配置して居る。これらに對し奉仕員は六名に對し一人て週二回巡回して居る。これらで不足な面は、ボランティア、消防団の方々にもお願いして居ります。

五十三年度予算に部所要望を取り入れたか

五十三年度予算編成に当たり五十一年度決算をもととして、また、五十一年各部落から出された陳情、要望事項をどれだけ取り入れ、住民の期待に配慮されたかを伺いたい。

また、先の議員が質問された事項に重複する面もあるが、村財政につき質問したい。

つてない大型予算で、住民福祉向上と村発展につながる。当然執行に当たる理事者においては、十年二十年の長期展望に立つた立案と思つて居る。五十三年度建設事業費は六億七千二百円で予算対比五十一・六パーセントとなつて居るが、事業費の五十パーセント弱は起債である。村の自主財源は、村税の五千万弱と財産収入の限られたものでは、今後予算の平年度化になれば公債費も十四ないし十五パーセントになること必至と思われ、この点村長はどのように対処するか伺いたい。

各部落からの陳情等を大幅に取り入れたことは予算内示会でも言つたとおり、五十一年度決算をふまえた予算かということだが、今回の補正予算をみていただければわかると思ひます。

財政について、単純な計算したのが、五十三年度当初予算の歳入の村税は四千六百五十八万一千円、地方譲与税一千六十万円、自動車取得税交付金八百二十万円で合計すると六億四千三百三十八万一千円となる。これに当然入つてくると思はれる国庫・県支出金、使用料、諸収入等が一億三千九百二十五万八千円。これを合計すると七億八千六十三万九千円となる。

歳出の方は、義務的経費として人件費、扶助費、公債費の合計が三億五千百一十萬一千円。消費的経費の物件費、維持補修費、補助費

の合計が二億四千五百七十一万一千円となる。当然出さなければならぬ経費総額が五億九千六百八十一万二千円となる。必ず入つてくるだろうという歳入と必ず出してやらねばならない経費の差額は四千四百五十六万九千円と黒字になる計算です。今年投資的事業を全々やらないと仮定して差し引きすると一億八千三百八十二万七千円が黒字として出ることになる。従つて財政の将来計画は、次年度以降投資的事業を全然やらなければこのような数字になるが、そういうことはできないだろうが、ある程度工事をやりながらそこに財政のゆとりが出てくると考へる。

滝ノ沢・上野地区 基盤整備の実施は

滝ノ沢地区基盤整備については、五十一年、五十二年に第二次構事業で実施計画を立てたが、関係農家の同意が百パーセント得られず消滅したことは残念である。しかし、二次構でできなかったところのまま放つておく訳にもいかないと考へる。先般の県の当初予算にも水田再編予算が大きく取り上げられ、その中にも遅れている基盤整備事業費が計上されて居るが、本村では今後遅れて居る基盤整備事業をどのよつにするかと考へて居る。二次構のよつに関係者全部こぞつてやるのが望ましいが、なかなか至難なことであり、部分の反対者のないところもないし十五へ



クタイトルなりを単、団体営事業でやる考えはもっていないのか。

雪消えと同時に個人で整備する話しも聞いている。他の方々も個人で整備するようになれば大変なことと思う。合わせて岩井川上野地区整備も伺いたい。

〔答〕第二次構造改善事業は五十三年度で終了です。従って二次構事業では実施できない。今度新しい事業で「新農村構造改善事業」があり、この事業は大きく分け三段階あり、小型は二ないし三集落で事業費一億五千万円から三億円、中型として五億から十億円、大型十五億円から三十億円位となっております。滝ノ沢地区を例にするると小型の予算規模と考えます。これには水編対策事業との関連があり、極部的に十ないし十五ヘクタールできるが、条件として水編対策のその町村の指示面積を割ってはいけないことになっており、従

って、本村では指示面積の二十七八ヘクタールよりも転作面積が下まわってはいけないこととなる。

岩井川上野地区は、五十二年事業で六ヘクタール計画したが、セキ下を個人でやる人が出たため五十三年度事業でセキ上だけをやる。は、執行部または制度そのものはやれるが、受益者の方がまとまらねばできないのでその点をガツツリしていただければ要望とおりできる。

「湯ノ沢パイパスと」  
本村との関連は

〔問〕増田町の湯ノ沢地区の基盤整備と同時に、五十三、五十四年度で湯ノ沢地区の国道が整備（パイパス）されることにつき、本村に入ってきたからの計画がなされていないようだが、増田町との話しはあったのか、これに伴い村の計画があれば伺いたい。

〔答〕増田町の環境整備事業で湯ノ沢地区を五十三、五十四年度事業で基盤整備をやりたいという時点で、当初は滝ノ沢、菅生田地区基盤整備の話が湯ノ沢地区より先んじており、一緒にやればよい話であったが、本村の方は同意関係でだめになった。

菅生田のかみに出てからのパイパスについては、塞ノ神停留所から上に行くか、現在の道路を改良していくかの二路線の考えがありそう。いずれ、これは長くお

れないもので、受益者のまとまりをお願いしたい。

「転作物、山菜加工で」  
農家収入減のカバーは

〔問〕水編対策による転作物の流通機構の至難からも、村、農協、森林組合と連携、協議し施設を造り広大な山林原野からの山菜と転作物を兼ねた加工所を作り、農家収入減を補うことに村長の勇断を期待したいか。

〔答〕村から生産されるものをいかに利用、加工するかが話合われているが、いつも言っているとおり、加工場については実績のあがっている

ところもあるが倒産していることも事実です。絶対不可能とは申しませんが、ある程度自信のもとに出発しなければならぬと思っている。消極的だと言われるかもしれないが、これは農協さんにも関連あるので協議を重ねてよい方向の指導をお願いしたい。



村の総面 20,493 haのうち  
93%が山林原野と言われ  
度々山菜加工施設の質問がなされる



青少年の  
非行防止は万全か

〔問〕青少年の非行が問題となっているが、学校が大きくなれば先生との意志疎通がはかれなくなると思うし、通学も広域化し特定の交流も結ばれ非行に結びつくと言われるが、その点今の学校教育は心配ないのか伺いたい。

〔答〕非行防止その他について、高校生一般については当教育委員会は所轄外ですが、高校生については四月十日に高校生を持つ親の会が結成され、これは各高校の横の連絡を密にし、高校生の健全育成をはかり非行を防ぐ事をねらいとしております。

小・中学校はPTAでチャラシ等で家庭と連絡をとり非行防止に色々対策を講じてる。

非行が低年齢化してきており、この防止は学校ばかりでなく地域社会全ての人が健全育成に携わらねばならない問題と考えております。

# 若者が喜んで残り

## 農業を担う施策は



問 農業の後継者と嫁不足は大きな社会問題となつてゐる。経営規模が小さく、農機具への過剰投資等常に農業意欲の低下となつてゐる。農業に魅力がないとなれば誰が村を作つていくのか悲しい限りである。長男は半年出かせぎ、農家は嫁探し、しかし、農家へは嫁をやらないが自分の家ではもらいたいことは憂うべきことである。

答 嫁婚については、辺地に入るとどこも悩みをもつて色々対処してゐる現状だが、開店休業となつてゐる。さればとてこれに関心がな

いわけでないが決め手がないので皆さんの知恵を拝借願ひたい。

### 冬期通学バス運行遅れの授業へのくい込みは



探鉱ボーリングするが湯には当たらない。

### 観光開発について

問 半年雪の中の村で、夏は素通り観光となっている。温泉開発も須川の分湯も消えた。村内数カ所探鉱ボーリングした結果も聞いてない。五十三年度において地温調査の計画もない。これでは村の観光開発が途絶える。この開発は村長の決断しかかぬ。決断をもつて村に潤いを作つていく考えがないか伺ひたい。

答 温泉開発は関心があり後退してない。今度県に地熱開発センターができるのでその面からも広域圏でも学者ばかりでなく業者を呼んで広域的にじっくり調べる必要があると申し合わせをしてゐる。村長の決断と言われるが、その前に色々な調査資料が必要であり将来に向けては関係者の知恵を拝借し独断にならぬよう方向づけたい。

問 統合中バス運行につき、吹雪のため、また、大型車交差等での遅れはどれ位あり、授業へのくい込みはどれ位であったか。

答 統合中は五十分授業ができることが最も条件であったが、いぜんとして四十五分授業と聞くがそれで十分なのか、教育長に伺ひたい。

問 二、三日椿川発バスが吹雪のため遅れ、一校時目の授業をカットしている。二月六日はカゼのため欠席者が多く緊急職員会議を開き午後から下校させている。二月七日から九日までカゼのため休校

答 授業は本来五十分であり指導要領でその教科書が詰め込み型であり、去年当たりからゆとりのある教育ということで授業時間が中学校が四十五分でもよいし、必ず四十五分やれというものではなく、余つた時間を生徒、教師のふれ合いの時間にするように主旨のようだ。

中学校授業の文部省で定めてる一年間の週は三十五週であるが、村の週は四十一週であり、百四十時間位余裕をとつており授業の取りかえしがつきます。

### 議会日誌から

- 2/15 新生・最上広域圏と湯沢雄勝広域圏交流会(湯沢市)
- 2/21 商工会懇談会
- 2/22 53年度予算内示会
- 2/27 県議長会総会(秋田市)
- 2/28 建設常任委員会
- 3/4 出かせぎ者東京集會(議長出席)
- 3/9 議会運営委員会
- 3/10 三月定例会招集
- 3/15 東中卒業式
- 3/22 三月例会終了
- 3/25 広域圏組會議
- 3/27 特別養老人ホーム竣工式(羽後町)
- 3/29 郡議会議務局長會議
- 3/30 議会全員協議會
- 3/31 雄勝学生東京寮理事会(湯沢市)
- 4/3 各小学校入学式
- 4/4 東中入学式
- 4/9 岩井川コミュニティスキ大会
- 4/12 郡議長會
- 4/12 郡議会正副常任委員長會議
- 4/20 広域ゴミ処理場竣工式
- 4/21 若美町無線施設視察
- 4/25 湯沢高校稲川分校竣工式
- 4/26 郡議長會三者會議
- 5/1 森林組合總會
- 5/2 村慰靈祭
- 5/5 栗樹共防總會
- 5/9 村壮健体育大會
- 5/15 村商工会總會
- 5/16 広域圏組合事業視察